

居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の取扱いについて

令和6年4月施行の介護保険法改正に伴い、居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けることが可能となりましたが、指定を希望する事業者につきましては、指定の手続き及び注意点を以下のとおり示しますので、指定等の申請をする前に御確認をお願いします。

以下の手続きにつきましては、現時点で国から示されている法令、通知等に基づき作成しているため、今後、国からの通知等の発出により、取扱いが変わる可能性がございますことを申し添えます。

なお、国からの通知等が後発され、取扱いが変更となった場合は、改めて周知いたします。

1 指定の手続きについて

他のサービスと同様、指定希望日の前月15日までに、申請書類一式を市に提出してください。

※ 申請内容・様式等についてはページID「1007061」を参照

2 注意点等について（重要）

(1) 指定の条件について

管理者が主任介護支援専門員である必要があります。以下の場合は指定できません。

ア 令和3年度改正に伴う経過措置により、管理者が、主任介護支援専門員でない場合

イ 現在、やむを得ない事由により管理者確保の計画書を市に提出し、主任介護支援専門員以外が管理者となっている場合

(2) 介護予防支援を提供できる利用者の範囲について

宇都宮市で行う介護予防支援の指定の効力については、宇都宮市の被保険者に対してのみ効力があります。住所地特例者を除く市外の被保険者については、その市町から指定を受けるか、その地域の包括支援センターから委託を受ける必要があります。

- (3) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）の指定について
- ・ 介護予防ケアマネジメントの取扱いは、従来通り地域包括支援センターからの委託によるものとなっています。
 - ・ そのため、介護予防支援として契約した利用者が、介護予防ケアマネジメントに切り替わった場合、予防ケアマネジメントのサービスを引き続き提供するには、利用者との契約ではなく、地域包括支援センターから委託を受ける必要があります。
 - ・ 当然ながら、介護予防支援としてサービスを提供することを目的とし、不必要な介護予防サービスを位置付け続けるようなことは認められないことに御留意ください。

3 根拠等

- (1) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（公布：令和6年1月25日，施行：令和6年4月1日）抜粋

指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号イに規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。（後略）

- (2) 介護保険法（公布：令和5年5月19日，施行：令和6年4月1日）抜粋
（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

- (3) 全国介護保険担当課長会議資料（令和5年7月31日）抜粋

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業（いわゆる介護予防ケアマネジメント）は、地域包括支援センターが実施（指定居宅介護支援事業者への委託可能）するものであること